

# 小学校・理科

「移行措置の内容」により、現行学習指導要領の一部を省略して指導すること。その上で、「新学習指導要領の内容を取り入れて指導する場合」により指導することができる。

また、新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P2～4参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

## 移行措置の内容

	平成 30 年度	平成 31 年度
第 4 学年		<p>■ 「光電池の働き（光電池を使ってモーターを回すことなどができること）」を省略</p> <p>※ 第 6 学年へ移行</p>
第 5 学年		<p>■ 「水中の小さな生物（魚は、水中の小さな生物を食べ物にして生きていること）」を省略</p> <p>※ 第 6 学年へ移行</p>
第 6 学年		<p>■ 「電気による発熱（電熱線の発熱は、その太さによって変わること）」を省略</p> <p>※ 中学校第 2 学年へ移行</p>

## 1 指導計画作成上の配慮事項（解説P90～94参照）

- (1) 新設、もしくは現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の3点である。
- ア 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの、問題を科学的に解決しようとする学習活動の充実を図ること。
  - イ 各学年で育成を目指す思考力、判断力、表現力等については、該当学年において育成することを目指す力のうち、主なものを示したものであり、実際の指導に当たっては、他の学年で掲げている力の育成についても十分に配慮すること。
  - ウ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の1点である。
- ア 道徳科などとの関連を考慮しながら、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

## 2 内容の取扱いについての配慮事項（解説P94～99参照）

- (1) 新設、もしくは現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の2点である。
- ア プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、児童の負担に配慮しつつ、与えた条件に応じて動作していることを考察し、更に条件を変えることにより、動作が変化することについて考える場面で取り扱うものとする。 ※「総則2(4)キ その他の重要事項」本誌P4参照
  - イ 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の6点である。
- ア 問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視することによって、言語活動が充実するようにすること。
  - イ 観察、実験などの指導に当たっては、指導内容に応じてコンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用できるようにすること。
  - ウ 生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。
  - エ 個々の児童が主体的に問題解決の活動を進めるとともに、日常生活や他教科等との関連を図った学習活動、目的を設定し、計測して制御するという考え方に基づいた学習活動が充実するようにすること。
  - オ 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用すること。
  - カ 観察、実験などの指導に当たっては、事故防止に十分留意すること。また、環境整備に十分配慮するとともに、使用薬品についても適切な措置をとるよう配慮すること。